

特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼役員選任規程

規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼定款第57条の規定に基づき、役員を選任について必要な事項を定めるものとする。

(選任)

第2条 役員を選任に当たっては、おおむね次の区分により選出し、総会の議決を得るものとする。

- (1) 各学童クラブの代表
- (2) 識見を有する者
- (3) 自ら立候補した者

(役員選任の特例)

第3条 役員を選任において、役員を選出することが困難または適当でないと認められる場合は、理事会の議を経て、役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、役員を選出することができる。

2 選考委員会は必要に応じてその都度設置され、選任結果を理事長に報告することによって職務を終了し、総会の終了とともに解散する。

(役員選考委員会の構成)

第4条 選考委員会は、理事長が理事会の同意を得て任命した5名以上7名以下の委員をもって組織する。

- 2 理事長及び監事は委員になることができない。
- 3 選考委員会の委員長は、委員の互選により決定し、委員会はその結果を理事長に報告する。

(役員選考委員会の運営)

第5条 選考委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 やむを得ない理由により選考委員会に出席できない委員は、書面により他の委員に表決を委任することができる。
- 3 委員会は、委員長が招集する。
- 4 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 5 委員会の議決は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 6 委員の代理出席は認めない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。